

海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会設置要綱

令和4年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、海と山をつなぐ町内周遊観光及び海側での体験・滞在型観光の推進による地域活性化を図るため、海の観光拠点（以下「海の拠点」という。）の整備に関する基本計画作成に向けた検討を行う海の観光拠点整備基本計画作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 海の拠点の基本計画作成に関する事項
- (2) 海の拠点の基本計画に関する立案及び調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、海の拠点整備基本計画の作成に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 学識経験を有する者（地域振興、建築等）
- (3) 民間団体等から選出された代表者
- (4) 本町の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、基本計画の作成までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選で決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大山町役場において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。